

さ情審査答申第130号
平成28年9月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月2日付けで貴職から受けた、「羽田空港の機能強化に関する動向等に関する行政情報（ホームページで公開されているものを除く。）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年6月11日付け都計交第608号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、適正な開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) さいたま市職員の生年月日が不開示情報として特定されていない。

行政職員とはいえ、生年月日は最も基本的な個人情報で、開示したことは不適切な対応であるため、処分を取り消し、条例第7条第2号ウに基づき適正な開示決定をすべきである。

(2) ホームページで公開されているものを除くとして開示請求したにもかかわらず、国のホームページで公開されている大量の情報が行政情報として特定されていた。

ホームページで公開されている情報は、条例第2条第2項で定義されている“行政情報から除外されるもの”に該当すると思われる。行政としては開示に当たっての事務作業が、請求者としては大量の情報の中から欲しい情報を探すための手間が無駄であった。加えて行政情報から除かれるべき情報を開示するためのコピー費用は、住民監査請求の対象にもなり得るものである。本件は、行政情報開示決定等期間延長手続きを行ったことから、適切な情報の特定を行う時間が十分にあったはずであり、担当課として責任ある対応をすべきであった。

- (3) 首都圏空港機能強化に関する概要の4. さいたま市上空における影響が開示しない部分に特定されていない。

資料「首都圏空港機能強化に関する概要」のうち「4. さいたま市上空における影響」の黒塗り部分が不開示部分に特定されていない。同資料では市としての「懸念事項」が示されており、黒塗り部分は公益性が高い情報であると想定され、開示すべきである。

なお、資料には小型機737と大型機777の影響騒音が記載されているが、一世代前の大型機747が記載されていない。747は未だ一部で運行している古い機体であり影響騒音が大きい。国の資料においても747に触れておらず、国や市の隠ぺい体質を示しているものである。

- (4) 行政透明推進課職員の誤った条例の解釈により、不適切な助言を交通政策課に対して行った。仮に電子收受したことがわかる情報が開示されていないのであれば、他にも理由なく開示していない電子情報があるのではないか。また、行政透明推進課が交通政策課に対し、電子收受については收受したことのわかる部分を開示しなくてもよいとの誤った助言を行ったのではないか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成27年4月28日付けで情報開示請求のあった「羽田空港の機能強化に関する動向等に関する行政情報(ホームページで公開されているものを除く。)」は、国土交通省による羽田空港の発着枠拡大に向けた飛行経路の見直し等といった空港機能強化の具体化のため、国土交通省及び埼玉県が主催する説明会や協議会(以下、協議会等)の資料並びに本市の庁内連絡会議の資料等が特定した行政情報として対象になる。

協議会等の資料は、国土交通省や埼玉県と本市との信頼関係に基づいて提供を受けている。

2 都都計交第1441号「羽田空港の機能強化に係る見学会について」の情報を開示したが、開示情報には当該見学会の出席予定職員3名の生年月日が含まれていた。異議申立人は、生年月日は最も基本的な個人情報であり開示したことは不適切な対応であることから、本件決定処分を取り消した上で、適正な開示決定をすべきであると主張しているが、開示した行政情報に本来開示すべきでない情報が含まれていたものの、それにより開示請求に係る行政情報が提示されなかったものではなく、原処分の目的は既に達成されているものであることから、適正な開示決定を求める法律上の利益はないと考える。

3 異議申立人は、開示した情報に国のホームページで公開されている情報が含まれていると主張しているが、開示した行政情報に、ホームページで公開されている資料を印刷して開示したものはない。国や県のホームページで公開されている資料と同様の資料が含まれていたが、協議会等の資料を開示したものであり、原処分の目的は既に達成されていることから、開示した資料を除いて再度開示を求める法律上の利益はないと考える。

4 庁内連絡会議の資料として羽田空港機能強化に関する一連の経緯等をまとめた「首都圏空港機能強化に関する概要」の中で、さいたま市上空を新たに航空機が飛行する経路案とその高度等を示した「4.さいたま市上空における影響」の不開示部分について、異議申立人は、開示の公益性が高いため条例第7条第6号に該当せず、また、行政情報一部開示決定通知書の別紙1の「開示しない部分」の説明では不開示部分を特定できないと主張している。

不開示とした部分について、国土交通省より、不確定情報であり今後さらなる精査により内容が変更される可能性があり、「飛行ルート、騒音の影響、飛行便数等の情報は二転三転する可能性があり、開示することにより市民の混乱を招くおそれがあるため開示しないでほしい。」旨の意見があった。このため、資料の全てを開示することにより国土交通省との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあることから、条例第7条第6号に基づき行政情報一部開示決定とした。

次に、今回の決定により保護される利益と不開示とした情報を開示する公益上の必要性を比較し、不確定情報であり今後さらなる精査により内容が変更される可能性のある情報を開示することに当該保護すべき利益を上回る公益の必要性があるとは認められないと判断した。

また、行政情報一部開示決定通知(平成27年6月11日都都計交第608号)に、開示しない部分は「別紙1のとおり」、開示しない理由は「別紙2のとおり」と記載しており、別紙1では当該行政情報(都都計交001464)の開示しない部分は「国作成の非公表資料を基にした庁内連絡会議資料

(①)」、別紙2ではその理由として、「さいたま市情報公開条例第7条第6号に該当。(以下、省略)」と明記している。

- 5 異議申立人は、これまで起案用紙、供覧用紙のない文書を見たことがなく、仮に電子收受したことがわかる情報が開示されていないのであれば、他にも理由なく開示していない電子情報があるのではないか、また、行政透明推進課が交通政策課に対し、電子收受文書については收受したことのわかる部分を開示しなくてもよいとの誤った助言を行ったのではないかと主張している。

行政情報の開示にあたっては、当初より協議会等で配布された資料及び本市が作成した電子情報を行政情報として開示しており、これ以上開示する行政情報はない。行政透明推進課より、電子で收受を行う場合は起案用紙や供覧用紙のようなものは存在しないため、開示する行政情報は存在しないとの説明を受けていたが、情報開示の際、交通政策課が請求者に対し、起案用紙や供覧用紙に相当する部分を開示しなくてもよいという説明をしたため、他に電子情報があるのではないかという誤解を招く結果となった。電子收受は、起案用紙のようなものがそもそも存在しないため、文書の特定は正しく行っている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、平成27年4月28日付けで異議申立人から開示請求のあった「羽田空港の機能強化に関する動向等に関する行政情報（ホームページで公開されているものを除く。）」であり、実施機関は、国土交通省による説明会、関係する県・市町村連絡協議会、庁内連絡会議等に関する行政情報37件を特定した。

実施機関は、本件対象行政情報のうち、国土交通省及び埼玉県より提供を受けた資料部分について、国土交通省及び埼玉県に開示の可否を確認し、開示不可の要望があった部分については、条例第7条第6号に該当するとして一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、①さいたま市職員の生年月日という個人情報を開示したことは不適切であるため再度、適正な開示決定をすべきである。②ホームページで公開されている情報は、行政情報から除外されるものであるから再度、適正な開示決定をすべきである。③首都圏空港機能強化に関する概要の4. さいたま市上空における影響の部分は公益性が高い情報であるから開示すべきである。④行政透明推進課が不適切な発言を交通政策課に対し行ったという4点について異議申立てを行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 市職員の生年月日が開示されたことについて

生年月日は、条例第7条第2号に該当する不開示情報である。本来開示すべきものではないと実施機関も認識している。しかしながら、開示請求にかかる行政情報は開示されており、開示の内容に一部適当でない部分があったにせよ、決定を変更する法律上の利益はないことから、改めて開示決定を行う必要はない。

(2) ホームページに掲載されている情報が開示されたとの主張について

開示された行政情報は、会議資料として配布され、起案用紙などと一連のものとして綴じこまれていたものであり、実施機関がホームページから出力したものではないとのことである。したがって、条例第2条第2項で定義されている行政情報から除外されるものには該当せず、実施機関の開示すべき行政情報の特定は妥当であり、改めて開示決定を行う必要はない。

(3) 首都圏空港機能強化に関する概要の不開示部分について

この資料は、さいたま市内部の会議資料で、不開示部分については、国が関係市町を対象とした説明会で、上空が経路となる市町に、開示資料とは別に、非公開資料として、個々に国土交通省から直接手渡されたものであり、同省より、今後更なる精査により内容が変更される可能性がある不確定情報であり、開示することにより市民の混乱を招くおそれがあるため開示しないで欲しい旨の意見が出されたとのことである。

このような情報を開示すると、同省との間における当面の、又は将来にわたる継続的な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあり、取得した情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、国との協力関係又は信頼関係の継続的な維持、確保への支障が看過し得ない程度のものであることができる。

不開示とした部分の情報は、市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの、に該当するといえる。

よって、当該不開示部分を条例第7条第6号に基づく情報として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、当該不開示部分は、別紙1で、当該行政情報(都計交001464)の開示しない部分は「国作成の非公表資料を基にした庁内連絡会議資料(①)」「国作成の説明会資料(①)」と記載し、別紙2で、その理由として、「さいたま市情報公開条例第7条第6号に該当。……」と記載しており、開示しない部分は特定されている。

(4) 行政透明推進課が不適切な助言をしたとの主張について

交通政策課は、行政透明推進課から、電子收受文書について收受を行う場合は、起案用紙や供覧用紙のようなものは存在しないため、開示する行政情報は存在しないとの説明を受けていた。しかし、情報開示の際に申立人に対して、交通政策課は、起案用紙や供覧用紙に相当する部分を開示しなくてもよい、という説明をしたため、ほかに電子情報があるのではないかという誤解を招く結果となったとのことである。

行政透明推進課は、電子收受文書の收受においては、起案用紙や供覧用紙のようなものは存在せず、開示する行政情報は存在しない旨の説明をしたとのことであり、また、そのような文書が存在するという客観的状況も認められないことから、行政透明推進課が不適切な助言をしたとの主張は妥当ではないと思料される。

3 以上の次第であるから、異議申立人のその余の主張について審議するまでもなく本件処分は妥当である。

4 よって、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月 3日	諮問の受理（諮問第381号）
②	同 年 9月10日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月15日	審議
④	平成28年 7月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 9月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)